

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年8月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300034号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2300005号

第1 結論

昭和58年*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和62年3月まで

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、私が社会人になるまでの間、私の国民年金保険料を納付していた。国民年金の納付記録がないことに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳に到達した昭和58年*月頃に、請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに国民年金手帳記号番号払出簿による請求期間前後1年間にA町で払い出された記号番号の全件調査を行ったところ、請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父親はすでに亡くなっていることから、当時の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。